

ねん 年 あかね組 じどうめい 児童名 _____

ほごしゃめい 保護者名 _____

しゅっせきていしほうこくしょ
出席停止報告書

かき かんせんしょう とうこう 下記の感染症により登校できませんでしたが、いりようきかん みと 医療機関の認めるところにより、とうこうかのう 登校可能となりましたので報告します。

しゅっせきていしきかん
1. 出席停止期間

れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日 () ~ れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日 ()

かんせんしょうめい がいどう じるし
2. 感染症名(該当するものに○印をつけてください。)

がた がた わ ばあい きにゆう
・インフルエンザ(A型・B型) ←どちらか分かる場合ご記入ください。

しょうじょう はつねつ て ひ がつ にち 症状(発熱など)が出た日 月 日 ()
しょうじょう て ひ にち よくじつ かかん げねつ ご にちかん しゅっせきていし
症状が出た日を「0日」とし、翌日から5日間、かつ解熱後2日間は出席停止です。

しんがた かんせんしょう
・新型コロナウイルス感染症

しょうじょう はつねつ て ひ がつ にち 症状(発熱など)が出た日 月 日 ()
しょうじょう て ひ にち よくじつ かかん しょうじょう けいかい のち にちかん しゅっせきていし
症状が出た日を「0日」とし、翌日から5日間、かつ症状が軽快した後1日間は出席停止
です。

ひやくにちぜき
・百日咳

ましん
・麻疹(はしか)

りゅうこうせいじか せんえん
・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

ふうしん か
・風疹(3日ばしか)

すいどう みず
・水痘(水ぼうそう)

いんどうけつまくねつ ねつ
・咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス)

りゅうこうせいかくけつまくえん
・流行性角結膜炎

ようれんきんかんせんしょう
・溶連菌感染症

かんせんせい い ちようえん りゅうこうせいおうとげりしょう
・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)

た かんせんしょう
・その他の感染症 ()

じゅしん いりようきかん がいどう じるし
3. 受診した医療機関(該当するものに○印をつけてください)

しんがた かんせんしょう かぎ かてい こうげんけんさ
○新型コロナウイルス感染症に限り ・ご家庭で抗原検査

いりようきかん けんさ いりようきかんめい
・医療機関で検査 医療機関名 _____

た しゅっせきていし かんせんしょう
○その他出席停止となった感染症

いりようきかんめい
医療機関名 _____

じゅしんねんがっぴ れいわ ねん がつ にち
受診年月日 令和 年 月 日

かてい きにゆう
ご家庭でご記入ください
いし しんだんしょ とうこうきよかしようめい
(医師の診断書や登校許可証明の
ていしゅつ ひつよう
提出は必要ありません)

か き かんせんしやう ばあい しゅつせきていし
 ≪下記の感染症にかかった場合は、出席停止となります≫

だい 第 1 しゅ 種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・ラッサ熱・マールブルグ病・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるものに限る)・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A属インフルエンザウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	ちゅ 治癒するまで
だい 第 2 しゅ 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (未就学児は3日を経過するまで)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する (乾いてかさかさの状態になる) まで
だい 第 3 しゅ 種	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
だい 第 3 しゅ 種	流行性角結膜炎	その他の感染症
	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑 (りんご病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症 (マイコプラズマ肺炎)、感染性胃腸炎 (流行性おうとげりしやう)
	その他の感染症	など

【インフルエンザの“発症”と“解熱”について】 民法第六章 期間の計算

・発症した日=症状 (発熱など) が出た日、発症した日はカウントしない (次の日から5日間)

・解熱 (平熱に戻る) した日はカウントしない (次の日から2日間)

(例: 朝起きて解熱していた場合でも、次の日から2日間は出席停止になります。)

ただし、午前0時に解熱している場合は、その日もカウントできます。)

【新型コロナウイルス感染症の“発症”と“症状が軽快”について】

・発症した日=症状 (発熱など) が出た日、発症した日はカウントしない (次の日から5日間)

・症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

出席停止報告書の記入は保護者の方をお願いしていますが、必ず医療機関を受診した上でご記入ください。学校生活においては、感染拡大の防止が非常に大切です。ご理解ご協力をお願いいたします。出席停止日数等、ご不明な点があれば、学校までご連絡ください。

(新家東小: 482-3630)